

## 岩倉市農畜産業振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農畜産業の振興を図るため、市内の農業者の組織する団体等が行う農畜産業振興対策事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 前条に規定する補助事業は、別表に掲げる事業とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の流用の禁止)

第3条 前条に規定する各補助事業に対する補助金は、相互に流用してはならない。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする団体等（以下「補助事業者」という。）は、岩倉市農畜産業振興対策事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第3）

(2) 収支予算書（様式第4）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

3 前2項の規定は、第8条に規定する事業実施計画の変更承認申請書について準用する。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした補助事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ事業計

画の変更承認申請書(様式第7)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。  
ただし、補助金の変更を来さない次に定める変更については、この限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められるもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(事業遅延の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(関係種類の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、事業完了後、5年間保存しておかなければならない。

(状況報告等)

第11条 市長は、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し必要な報告を求め、関係帳簿等の検査をすることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは事業実績報告書(様式第2)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第5)

(2) 収支精算書(様式第6)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助事業完了後に交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を前金払・概算払請求書(様式第8)により前金払又は概算払で交付することができる。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に当該事業に掛かる補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び遅延利息)

第 16 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額に年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

3 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業により取得した財産で処分制限期限を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第4条関係）

岩倉市農畜産業振興対策事業補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

岩倉市長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

下記の事業を別紙計画書のとおり実施したいので、岩倉市農畜産業振興対策事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金 円を交付してください。

記

事 業 名

事業

「添付書類」

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2（第12条関係）

岩倉市農畜産業振興対策事業実績報告書

第 号  
年 月 日

岩倉市長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け岩商農発第 号で交付決定通知のあった下記事業については、別紙実績書のとおり実施したので、岩倉市農畜産業振興対策事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき報告します。

記

事 業 名 事業

「添付書類」

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第3（第4条関係）  
様式第5（第12条関係）

## 事業計画書（事業実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業効果

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）  
年 月 日

様式第4 (第4条関係)

様式第6 (第12条関係)

収 支 予 算 書  
(収 支 精 算 書)

1 収入の部

(単位：円)

| 区 分  | 本年度予算額<br>(本年度精算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比較増減<br>(△印は減額) | 備 考 |
|------|--------------------|--------------------|-----------------|-----|
| 市補助金 |                    |                    |                 |     |
|      |                    |                    |                 |     |
|      |                    |                    |                 |     |
|      |                    |                    |                 |     |
|      |                    |                    |                 |     |
|      |                    |                    |                 |     |
| 計    |                    |                    |                 |     |

2 支出の部

(単位：円)

| 区 分 | 本年度予算額<br>(本年度精算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比較増減<br>(△印は減額) | 備 考 |
|-----|--------------------|--------------------|-----------------|-----|
|     |                    |                    |                 |     |
|     |                    |                    |                 |     |
|     |                    |                    |                 |     |
|     |                    |                    |                 |     |
|     |                    |                    |                 |     |
|     |                    |                    |                 |     |
| 計   |                    |                    |                 |     |

様式第7（第8条関係）

事業計画の変更承認申請書

第 号  
年 月 日

岩倉市長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け岩商農発第 号で交付決定通知のあった  
事業について、下記のとおり計画を変更したいので、岩倉市農  
畜産業振興対策事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき承認されたく申請します。

（また、交付決定のあった補助金 円を 円に変更してくださるよ  
う併せて申請します。）

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

記

1 事業変更の理由

2 計画変更の内容

（注）変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更前と変更後の内容が  
対比できるように作成すること。

様式第8（第13条関係）

前 金 払  
請 求 書  
概 算 払

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け岩商農発第 号で交付決定通知のありましたこの事業について、交付決定に依存がないので前金（概算）払により金 円を支払われたく請求します。

記

事 業 名

事業

別表（第2条関係）

| 補助事業名         | 補助金名              | 補助対象経費  | 補助金交付先                      | 補助率                         | 備考 |
|---------------|-------------------|---|-----------------------------|-----------------------------|----|
| 麦作振興奨励事業      | 麦作振興奨励事業費補助金      | 市の振興奨励作物である麦の生産を奨励するため<br>に要する経費で出荷量に対して補助する                  | 愛知北農業協同組合岩<br>倉支店           | 1俵当たり<br>1,000円以内           |    |
| 野菜花き等振興事業     | 野菜花き等振興事業費補助金     | 野菜、花き等の生産振興を図るため栽培技術の改善<br>や組織強化などの事業に要する経費                   | 岩倉市園芸協議会                    | 定額                          |    |
| 野菜価格差補給資金造成事業 | 野菜価格差補給資金造成事業費補助金 | 農家の経営安定のため、野菜生産出荷安定法に基づき（社）愛知県園芸振興基金協会が行う野菜価格差補給事業の基金造成に要する経費 | 愛知北農業協同組合岩<br>倉支店           | 資金造成額の<br>10%以内             |    |
| 都市農業推進事業      | 都市農業推進費補助金        | 岩倉市の農業振興を図るため消費者との交流や後継者の育成などの事業に要する経費                        | 愛知北農業協同組合岩<br>倉支店           | 定額                          |    |
| 名古屋コーチン振興事業   | 名古屋コーチン振興補助金      | 地場産業である名古屋コーチンの振興事業に要する経費                                     | 岩倉市名古屋コーチン振興組合              | 定額                          |    |
| 水稻病虫害共同防除事業   | 水稻病虫害共同防除事業費補助金   | 農家が農事組合を通じて、良質米の生産を図るため、病虫害共同防除に係る薬剤費の購入に要する経費                | 愛知北農業協同組合岩<br>倉支店又は岩倉農事組合長会 | 薬剤費の<br>1/2以内<br>上限300,000円 |    |
| 地域集団転作推進事業    | 地域集団転作推進事業費補助金    | 転作集団の育成と麦、大豆の生産振興を図るため農事組合が進める団地化に要する経費                       | 愛知北農業協同組合岩<br>倉支店           | 10戸当たり<br>10,000円以内         |    |
| 転作奨励作物種子購入事業  | 転作奨励作物種子購入事業費補助金  | 岩倉市の転作奨励作物である麦、大豆と景観作物であるレンゲ、コスモスの作付けを促進するため種子購入に要する経費        | 愛知北農業協同組合岩<br>倉支店           | 事業費の<br>7/10以内              |    |